

平成24年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成24年6月15日（金曜日）

○議事日程

平成24年6月15日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	齊 藤 旭 君	2 番	山 根 祐 二 君
3 番	中 林 堅 造 君	4 番	河 杉 憲 二 君
5 番	松 村 学 君	6 番	土 井 章 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	大 田 雄 二 郎 君
10 番	山 田 耕 治 君	11 番	重 川 恭 年 君
12 番	山 本 久 江 君	13 番	藤 本 和 久 君
14 番	田 中 敏 靖 君	15 番	高 砂 朋 子 君
16 番	今 津 誠 一 君	18 番	山 下 和 明 君
19 番	横 田 和 雄 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	木 村 一 彦 君	22 番	三 原 昭 治 君
23 番	青 木 明 夫 君	25 番	行 重 延 昭 君
26 番	佐 鹿 博 敏 君	27 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員（1名）

9 番 久 保 玄 爾 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君
教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君
消 防 長	永 田 眞 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、久保議員であります。また、執行部については、江山健康福祉部理事が所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、重川議員、12番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、3番、中林議員。

〔3番 中林 堅造君 登壇〕

○3番（中林 堅造君） おはようございます。私は、平成会の中林堅造でございます。行政問題について質問させていただきます。届け出ております、新しいプール施設についての提言書が、平成24年3月30日に出されております。その内容と今後のスケジュールについて質問させていただきたいと思っております。

市民プールが、昨年、平成23年4月に閉鎖されたことで、その年の夏にプールが使えないということで、多くの市民が大変がっかりなされたことは記憶に新しいところでございます。老朽化が目立ち始め、修理、維持補修をしてこられたわけですが、プール全体の傷みが危険な状態まで進行していることで、使用できる状態にない、耐用年数もないのに等しく、利用者の安全を考えての閉鎖を決められたと聞いております。

プールの閉鎖に伴い、プール施設整備の参考とするため、広く市民の皆様からプールの必要性を中心とするアンケートを実施されました。

私は、今回、改めてもう一度しっかりとアンケートに目を通してみました。実施されたのは、昨年の6月29日から7月13日までで、対象者は一般の方々1,201人、その内訳は、18歳以上70歳未満の各自治会の人口割によって、いわゆる無作為抽出された方々でございました。

保護者670人、この保護者というのは、市内小・中学校あるいは幼稚園、保育園のそれぞれ10人の方々、中学1年生から3年生まで864人、小学4年生から6年生の1,248人、おのおの学年1クラスずつで、すべて合わせまして3,983人、回答者のほうは、一般の方は518人で、これは全体の43%でございます。保護者以下、小・中学生は全員回答ということで100%、その合計は3,300人、プールの必要性を感じている市民は約92%と、極めて高いものでございました。

ウォータースライダー、すべり台、流れるプール、温水屋内プール、娯楽性を重視する回答が多かったようでございます。

防府市の新しいプール施設の基本構想を市が策定するに当たり、広く各関係団体などの意見、提言を反映するため、防府市プール施設整備検討委員会が設置されたわけでございます。本年3月30日、福田東亜先生より出された提言書の内容、そして、今後のスケジュールについてお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

新しいプール施設についての提言書の内容と今後のスケジュールについてのお尋ねでございましたが、新しいプール施設の基本構想を策定するに当たり、有識者や各関係団体等の御意見をいただくため、防府市プール施設整備検討委員会を昨年7月に設置いたしました。この委員会は、第1回の会議を7月22日に、その後4回の会議を開催され、本年3月30日に委員長から、各委員の御意見を集約した「新しいプール施設についての提言書」をいただいたところでございます。

この提言書は、新しいプール施設の方向性を取りまとめられたもので、1として、「新しいプールの必要性」、2として、「建設位置」、3として、「プールの形態」、4として、「プールの種類」、5として、「その他」に分けられて提言されております。

提言書を要約して申し上げますと、1点目の「新しいプールの必要性」につきましては、「プールに関するアンケートの集計結果によると、新しいプールを必要、またはどちらかといえば必要と回答された方を合わせると、御指摘のとおり、全体の約9割を占め、市民ニーズは極めて高く、特に子どもにとってプールは夏季の大きな楽しみであり、家族とのきずなづくりの場でもあるとともに、泳力向上のみならず、強い身体とたくましい精神力の養成に極めて効果的である。さらに、第四次防府市総合計画において、スポーツに親しめる環境に関する市民満足度の向上を掲げており、新しいプール施設を整備することは必要であると考え」と提言されています。

次に、2点目の「建設位置」につきましては、「各種スポーツ施設が集中し、利用者のための駐車場が整備され、また、騒音等、近隣への影響が少ない現在の財団法人防府スポーツセンタープールの位置が適当と考える」と提言されています。

次に、3点目の「プールの形態」につきましては、「協議の中で屋内プールとの意見もあったが、新しいプールについては、建設費、規模、種類、維持管理経費並びに利用者負担を勘案し、屋外プールとすることが望ましい」と提言されています。

次に、4点目の「プールの種類」につきましては、「主に、未就学児を対象とした幼児用プール、児童・生徒を対象とし、かつ、水泳教室や市民大会レベルの競技会が開催できるよう、水深調節が可能な機能を持つ7コース以上の25メートル水泳用プール及び流水プールなど、さまざまな年代で楽しむことのできるレクリエーション機能や高齢者の健康増進にも寄与できる機能をあわせ持つプールが望ましい」と提言されています。

最後に、5点目の「その他」につきましては、「熱中症対策としてのフェンスの設置、利用者層の拡大や利用者を増加させるための方策の検討、スロープを設置するなど、高齢者にも配慮した施設の整備及び台風等の災害に強く、環境にやさしいプール施設の整備など」を提言されております。

この提言書を受けまして、庁内委員からなる防府市体育施設整備計画等検討委員会を4月から2回開催し、現在、具体的な作業を進めているところでございますが、私といたしましては、提言書の内容を十分尊重するとともに、屋外プール、屋内温水プール等のメリット、デメリットについて比較検討を十分行い、また、本市の中長期の財政状況も勘案した上で、新しいプール施設の基本構想を本年7月末までには策定したいと考えております。

次に、今後のスケジュールでございますが、現在着工しておりますスポーツセンタープールの地質調査が8月末に完了する予定でございますので、その後、9月議会におきまして、既存のプールの解体工事費と新しいプールの基本設計・実施設計委託料の補正予算を提出させていただき、プールの建設工事費につきましては、平成25年度の当初予算に計上できるよう進めてまいります。

新しいプールにつきましては、多くの市民の皆様や各種団体から早期建設の御要望をお聞きしており、平成26年夏のオープンを目指して、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○3番（中林 堅造君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきたいと思っております。私は教育民生委員会に所属しておりますので、今回、いろいろと多岐にわたる資料等をいただいてきております。スポーツ振興課からいただいておりました公共プール調査資料によりますと、公設の市民プールにつきましては、全国的に、屋外プールよりも屋内温水プールのほうが建設事例が多い状況のようでございます。しかしながら、人件費、光熱水費、あるいは燃料費などのランニングコストを見てみますと、屋内温水プールは開設期間、それから、営業時間、これが長いということで、屋外プールに比べますとかなり高額となっております。そして、屋内温水プールは指定管理の形態がほとんどでございます。施設の規模によって違いはあるようございますが、それぞれの自治体は3,000万円前後の指定管理料を払っておられるようございます。

防府市としては、今後どのような形態のプールになさるか検討されていると思いますが、やはり、ランニングコストの抑制が財政の面から考えても必要であると感じられるものでございます。先ほどの提言書にもそのことが触れられておりました。新しいプールを建設する上で、ランニングコスト、建設費につきまして、市ではどのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 新しいプールのランニングコストや建設費についての御質問でございますが、議員御案内のとおり、市議会の教育民生委員会において、スポーツ振興課から報告いたしました公共プール調査資料では、近年、屋外プールより屋内温水プールの建設事例が多い状況でございます。また、ランニングコストにつきましては、屋外プールより、屋内温水プールのほうがかなり高額となっております。

先ほど市長が答弁いたしました。防府市プール施設整備検討委員会から提出されまし

た提言書を受けまして、現在、防府市体育施設整備計画等検討委員会において、基本構想についての協議を進めているところでございます。その協議の中で、ランニングコストや建設費につきましても、庁内各部と連携して検討しているところでございます。

議員御指摘のとおり、今後市の財政状況を十分考慮し、ランニングコストや建設費の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○3番（中林 堅造君） 新しいプールということになると、やはりどうしてもランニングコストを考えないで済ませるわけにはいかないというふうに思っております。

それでは、今度はプール施設の規模について質問したいと思います。

先ほどの資料と同じで、公共プールの調査資料からでございますが、建設費が同じであれば、屋外プールの規模に比べ、屋内温水プールの規模はかなり小規模になっておるわけでございます。県内で比較できる標準的な事例では、屋外プールでいいますと、行ってみたい、あるいはよく行くということで、先ほどのアンケートにもよく出ておったんですが、その周南市の永源山プール、これは、残念なんです、建設費が公表されておりません。この施設面積につきましては、約4,500平米あるわけでございます。それに対しまして、屋内温水プールである山口市小郡屋内プール、この建設費は、造成工事を含んで3億8,000万円ということになっておるわけでございますが、延べ床面積は1,954平米なのでございます。

ちなみに、今、閉鎖されている我が防府市のスポーツセンタープールの施設面積は7,854平米のようでございます。市民アンケート調査の結果、娯楽性を重視した流水プール、ウォータースライダーなどを望まれている市民が多いと最初に申し上げました。この市民の気持ちにこたえるためには、施設の規模もかなりのものが必要となるわけでございます。提言書にもさまざまな年代で楽しむことのできるレクリエーション機能を持つプールが望ましいとされておるようでございます。

私は市民の皆様の御要望にこたえるには、建設費を考慮しつつ、そして、ある程度の施設面積を持つ屋外プールでないとこたえるのが難しいかなと考えておりますが、市としては、どのような考えをしていらっしゃるのかをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） プール施設の規模の御質問でございますが、スポーツ振興課で調査いたしました公共プール調査資料におきまして、屋外プールと屋内温水プールの

施設面積とを比較しますと、屋外プールの面積のほうがかなり広いものとなっております。

また、市民アンケートでは、娯楽性を重視したプールを望まれる方が全体の約8割を占めている結果となっております。娯楽性を重視した機能を備えたプールということになりますと、ある程度の施設面積が必要となることは、議員御指摘のとおりでございます。

議員御質問の、ある程度の施設面積を持つ屋外プールにつきましても、今後、一つの案として、基本構想を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○3番（中林 堅造君） ありがとうございます。先ほどの提言書についてでございますが、提言の中のプールの種類での提言、さまざまな年代で楽しむことのできるレクリエーション機能や、高齢者の健康増進に寄与できる機能をあわせ持つプールが望ましいとありましたが、すべての年代の方々に満足してもらえる、そういった機能を持つプールを実際に建設するとなると、ちょっと難しいのではないかなと感じております。検討委員会の委員の皆様も、このことはやはり感じておられるようで、提言書の中では望ましいと言われているというか、そういう表現をしていらっしゃるのではないかと思います。

防府市として、プールの種類を考える上で、最低限、どのような機能を持たせることが必要であるか考えておられるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 新しいプールに最低限どのような機能を考えているのかとの御質問でございますが、議員御案内のとおり、協議ができる機能を望まれる方、レクリエーション機能を望まれる方、健康増進の機能を望まれる方など、新しいプールにはさまざまな要望がございますが、すべてを満たすことのできるプールをつくることは、コストなどを考慮した場合、困難であると考えております。

プール施設の機能につきましては、市民アンケートや検討委員会からの提言書等を踏まえ、さまざまな御意見を考慮して、ある程度、機能を選択する必要があると考えております。現時点では、具体的な機能は検討中で、まだ決めておりませんが、これから策定いたします基本構想の中でお示ししてまいりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○3番（中林 堅造君） 最後に建設のスケジュールでございます。お待たせしております市民の皆様の御要望にお応えするためには、平成26年度の夏に間に合わせるとのことでございます。現在のスポーツセンタープールの位置に建設されるのであれば、もともとが塩田の跡地ということで地質調査、工法など、十分お考えになって、安全・安心なプー

ル施設となるように十分配慮していただくことを御要望しておきたいと思いをします。

ここで、私の思いを少し述べさせていただきたいと思いをします。我々の子ども時代のことを考えてみますと、大自然の摂理のもとで、暑い太陽の日差しを受けて、水に感謝をしたり、あるいは水の怖さを知るといふことで、屋外プールのよさには計り知れない、いろいろな思い出、あるいは友との語らいをつくってくれた記憶がございます。我々の世代は、佐波川あるいは富海や田ノ浦、野島の海水浴場、そして、近くの用水路でも泳がせてもらえておりました。

ここ近年、確かに温水プールが主流でございます。昨年、ことしもそうでございますが、日本全国、節電を余儀なくされております。福島原発事故により、残念ながら電力不足は当然のことでございますが、電気料金あるいは燃料費が下がることはないと言い切ることにはできないかもしれませんが、高くなっていくのではないかなと、そういうふうな想像がつくわけでございます。

関東近辺、あるいは東北地方では、いろいろな意味でもって、屋内プールのほうがいいのではないかと、仕方がないのではないかなという気もいたしますが、関西以西では、これから先、赤字前提の施設整備には市民の理解もなかなか得られないし、電力の浪費につながるのではないかと思えるような屋内温水プールは何が何でも必要とはしないと、私は思っております。プールができるのを待ち焦がれておられる防府市民の方々にも、屋外プールで理解いただくと私は信じております。

また、もし、今回、防府市が屋外プールにかじを切ったということであれば、私は、他市に先鞭をつけることができるのではないかなと、そういうふうに思っております。

以上、プール施設についてのいろいろと私の考えも述べさせていただいた中で質問を終わりたいと思いをします。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、3番、中林議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次ですけれども、質問をさせていただきます。今回は大きく2つの問題について質問をさせていただきますが、まず、質問の第1は、防災についてであります。最初に、学校施設の非構造部材の耐震化についてお尋ねをいたします。

建物の構造体の耐震化が防府市でも計画的に進められようと、今、しております。学校施設の耐震化については、平成30年を目標とする計画が既に策定され、市のホームページ

ジにも公表されております。

ところで、近年の大規模な地震では、建物の構造体のほか、天井材等の落下などによる被害が発生しておるといこともまた事実であります。地震のときに子どもたちの安全を確保するためには、建物の構造体はもちろんですが、天井材、外装材、照明器具、家具等の耐震化を図る必要があります。これらの部材を構造体と区別し、非構造部材というふうに表示されるわけですが、これについての対策が求められていると言えると思います。

地震の際に、非構造部材による被害は頭上等への落下や転倒による直接的な被害のほかに、避難通路等の通行ができなくなる等の二次的なものも出てまいります。

また、非構造部材の被害は、構造体の損傷が軽微な場合にも生じる、こういったことも考えられます。

文部科学省は、学校施設の非構造部材の耐震化対策に取り組む際のガイドブックを平成22年、一昨年ですけれども、3月に作成し、さらに東日本大震災を踏まえ、「非構造部材の耐震対策事例集」をことし3月にまとめております。

防府市では、この学校施設の非構造部材の耐震化をどう進めていくのか、この点についてまずお伺いをいたします。

2番目に、学校施設の防災機能の向上についてお尋ねをいたします。

学校施設は、災害時に住民の避難場所の役割を大きく担っております。東日本大震災においても、ピーク時には622の学校が避難場所となって、地域住民の避難に大きく貢献したと言われております。しかし、避難場所となった学校では、電気や水の確保、暖房設備の不足、通信の途絶など、さまざまな課題が、この東日本大震災では生じた、こういうふうにも言われております。

既に、平成19年8月に、国立教育政策研究所が、学校施設の防災機能に関する調査研究報告書をまとめられ、その後、平成19年3月の能登半島地震において避難場所となった学校の事例も、その後に加筆修正をされております。

国立教育政策研究所は、東日本大震災の経験も踏まえ、昨年6月に学校施設の防災機能に関する調査を、岩手、宮城、福島を除く全国の公立学校に対して行っております。避難所に指定されている学校を対象に、避難所が必要とする基本的機能と考えられる6項目の整備状況をこの中で調べております。

6項目といいますのは、1番として、体育館のトイレ、2番目に屋外から利用できるトイレ、3番目に、学校敷地内の防災倉庫・備蓄倉庫、4番目に水を確保する設備、例えば、貯水槽、あるいはプールの浄化装置、あるいは井戸等がありますけれども、こういった水を確保する設備であります。それから、5番目が、自家発電設備、これには可搬型の発電

機を含むわけですが、こういった自家発電設備、6番目に非常用の通信装置、災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話等を含めるわけであります。

このうち、この調査によれば、トイレは70%前後の整備率でありますけれども、他の4項目は、3分の1程度の整備率となっております、全国的な数字ではありますが。防府市においては、これらの整備率はどの程度で、今後どのように、これについて対策を進めていけるのか、ぜひ伺いをしたいと思います。

3番目に、避難場所としての県立衛生看護学院についてお尋ねをいたします。

これは、先ごろ5月に行なわれました議会報告会の中で、市民の方から要望がありました事項でもありますが、佐波地域の古祖原地区にあります県立衛生看護学院は避難場所に指定されております。ところが、同校は来年の3月に閉校の予定であり、閉校後も引き続いて避難場所として利用することが可能となるのか。ぜひ引き続いて避難場所として利用できるようにしてほしいというのが、地域の皆さんの要望ですが、周辺の住民にとっては大きな問題と今なっております。市として、今後どうするのかお考えをお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まず学校施設の防災機能の向上についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、国立教育政策研究所が、学校施設の防災機能に関する調査研究をされており、その中で避難所が必要とする基本機能とされる6項目の整備状況も調査されております。この6項目についての市内小・中学校の整備状況でございますが、体育館のトイレ及び屋外から使用できるトイレにつきましては、すべての小・中学校に整備しており、学校施設内への防災倉庫・備蓄倉庫につきましては、小・中学校が隣接している富海は、中学校に1カ所とした形ではございますが、計26カ所に防災倉庫を設置いたしております。

また、非常用の通信装置につきましては、LAN配線及び電話回線を体育館まで延長し、災害時の避難所としての小・中学校体育館の通信手段の確保を目的に、昨年度6校を実施し、本年度は8校の実施を予定しておりまして、平成26年度までに、市内の全小・中学校体育館へ実施することとしております。

なお、水を確保する貯水槽、プールの浄化装置等の設備、及び停電に備えた自家発電設備につきましては、学校施設に備えつけのものはございませんが、水の確保につきましては、給水車等での対応を考えておりまして、自家発電設備については、レンタル等で対応

していきたいと考えております。

次に、3点目の御質問でございました、県立衛生看護学院の閉校に伴う避難場所としての利用についての御質問にお答えをいたします。

現在、県立衛生看護学院と防府市との間で、災害時には屋内運動場を対象とした「避難所の開設に係る覚書」なるものを交わしております。同校が来年3月に閉校するとのことで、協議中ではございますが、閉校後の利用計画はまだ決まっていないとのことでございますので、来年度以降、屋内運動場だけでも引き続き利用できないかを打診しているところでございます。

残余の学校施設の詳しい防災対策等につきましての御質問は、教育部長より答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 防災についての御質問のうち、1番目の御質問にお答えいたします。

近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生しています。学校施設において、この対策をどう進めていくのかということでございますが、東日本大震災では、多くの学校施設において、天井材の落下やガラスの破損などの被害が生じ、学校を避難所として使用できなかった事例があったことから、天井材、窓ガラス、照明器具、内装材、外装材など、いわゆる非構造部材の耐震化についての重要性が改めて認識されたところであります。

これを受け、国においては、各自治体に対して、地震による落下物や転倒物から児童・生徒を守るために、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を活用した積極的な対応を求めているところでございます。

現在、本市では、「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、まずは、建物本体の耐震性を優先して、耐震補強工事を行っているところですが、学校施設の中でも屋内運動場は、災害時の避難所としても使用されることから、耐震補強工事にあわせ、天井、照明器具、体育器具、外壁などの非構造部材についても安全性を確認・点検の上、必要な改修を行ってきたところでございます。

また、校舎につきましても、耐震補強工事の際に、校舎の外壁落下による事故を防止するための対策を施すなど、非構造部材の耐震化も並行して行っております。

非構造部材の安全対策や耐震化については、昭和56年以降の新耐震基準により建設された耐震性のある校舎も含め実施する必要がありますが、現在は、市職員や教職員による学校施設の日常点検を行っており、ふぐあいがあった場合には、その都度、必要な修繕を

施している状況でございます。

教育委員会といたしましては、今後、天井材など、学校施設の非構造部材の安全対策や耐震化も非常に重要と考えておりますので、文部科学省のガイドブックを指針として、学校施設のすべての状態を把握し、その後、対策に向けた年次計画を作成するなど、非構造部材の耐震化に向け、取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） まず、最初に非構造部材の対策ということについてお尋ねをいたします。

体育館だとか、そういうものは補強工事にあわせて、体育館では主に天井ですね、天井がつってあったり、それから、照明器具が非常にぶらんぶらんとするような状況であるものもあるというふうなことがされるわけですが、これ、文部科学省の耐震化ガイドブック、全部で80ページぐらいのものですけれども、これを見ますと、かなりほとんど点検対策マニュアルという形で、点検項目として何を点検したらいいのか。天井、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁、設備器具、それから、テレビなど、収納棚など、ピアノなど、そんなような形で大きな項目があって、その中は、またそれぞれが何項目かにわたってするという形になっておるわけです。それぞれの例えばパソコンであれば、パソコンの転倒落下の処置を講じておるかだとか、例えば、学校図書館の書棚は倒れないように固定がされているかだとか、そういった形でさまざまなものがこの中に示されておるわけです。

それで、これは、ある程度、点検をしていけば、これはできますし、それから、これは、点検のチェックリストは、学校用の点検リスト、それから、学校設置者用の点検チェックリスト、学校設置者というのは教育委員会ですね。要するに、学校の先生方で見て、大まかにわかるものをまず点検しなさいと。それから、学校の設置者、もう少し専門的な立場で、例えば、それについては打診、叩いて調べたり、あるいは触診、触って調べたり、それから、図面でチェックするだとか、そういう形で、専門家、最終的には点検項目は学校の報告、それから、設置者、これは教育委員会ですけど、教育委員会の、これについて必要かどうか、それから、専門家がそれについて最終的にどう判断するかというような形のチェックリストまでできておるわけでありませう。

そういう形でありますので、これは耐震補強工事が既に必要のないような建物にも、これが必要になってまいりますので、ぜひこれをやっていただきたいということですが、それは、それなりに取り組むということですが、先ほどの答弁であれば、ガイドブックに基づいて把握をすると、それで、その後、年次計画というふうな御説明がありました、そ

のガイドブックに基づいて、実情をまず点検をしなければなりません、これはどれぐらいかかるものなのか、ちょっとその辺の大まかなスケジュールなどがわかれば、お示し願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校の安全点検につきましては、現状は各学校で月に1回は必ず安全点検をして、何か異常があればすぐ教育委員会のほうに報告がございます。そういう報告がございましたら、すぐ教育委員会の職員が行って対応しているという状況でございます。

そういった各学校ごとの安全点検はしておりましたが、このたび、こういったガイドブックにのっとって、市内の学校全部、統一的な点検を実施していこうというものでございます。ですから、同じガイドブックで、各学校の教職員の方々にも、こういう方法で点検をしてくださいというふうな、まず説明会を行いまして、その後、各学校で点検をしていただいて、それから、教育委員会の職員が各学校を回って点検してまいります。

中には、やはり、先ほど議員も御指摘のとおり、専門業者でないと詳しい点検がわからない、できない箇所もございます。そういったことを今年度中には、全校把握して、今年度調査できないところはどのようなスケジュールで調査していくか、例えば、外壁調査などはかなり専門的な調査が必要になりますので、そういったスケジュールについても、今年度中には策定していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） そういう形で、今年度中にきちっとした点検を、これまでの日常の点検ということでは見落とされていたところが、この点検によって洗い出されると思いますので、そういう形で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2つ目の学校施設の防災機能向上についてであります、体育館のトイレ、それから、屋外から使用できるトイレ、それから、学校敷地内の防災倉庫、こういうものについては、ほぼ万全なということをお伺いいたしました。それから、非常用の通信装置も、ある程度の年次計画で昨年度から進んできているということで、心強いものを感じましたが、水を確保する設備については、給水車で対応したいと。それから、停電に備えた自家発電というものについてはレンタルで対応したいと、こういうようなお話でありました。

ただ、心配されるのは、災害の規模が小規模であれば、こういったことで対応は可能だろうと思います、災害の規模が小規模であれば。しかし、大規模な災害に対する備えとい

うものを、東日本大震災であるとか、こういった災害を経験した後であれば、考えなければならぬんじゃないかと思えます。

給水車は水道局にあるものを使うということですが、あるいは自衛隊の協力を得るということであろうと思えますが、そうしますと、非常に給水車の台数が心もとない気がいたしますが、そういう形で、もし防府市内、防府市内で今利用できる給水車は何台ぐらいあるのか、そういうことであればですね。それから、レンタルという形でありますけども、これは、大規模災害であれば、各市がこういったものを借りるわけで、21年7月のような、非常に局地的なといいますか、そういった災害であれば、レンタルの対応もできますけれども、大規模災害に対して、周辺の市も応援できないというふうなことになるれば、こういったものは当然対応ができないわけですから、この辺については、若干、例えば運ぶことができるような発電機を設置するだとか、そういうことが必要になるんじゃないかと思えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 3点ほどあったと思えます。今、給水の関係でございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、水道局及び自衛隊の給水車等を予定しているところでございます。そのほか、この給水車にも、今、議員御指摘のとおり、台数には制限がございます。そうした中で、今現在検討しているのは、非常用の浄水装置、いわゆる市販のものもございまして、そういったものの備蓄ということも必要ではないかというように、今、検討しているところでございます。

容量によって値段の処理水量といいますか、そういったものもございまして、そういった形が適切であるかということも含めて検討中でございます。

それから、今の非常用電源装置、これは、レンタルという形でございますが、これも議員御指摘のとおり、レンタルということになりますと、申し込み順というような形にもなるわけでございます。

そうした中で、容量の大きいものにつきましては、かなり使用方法というものが決まってきますので、なかなか運ぶにも、防府から、例えば周南とか、そちらのほうへ運ぶよりは、防府のほうへ運ぶほうが近いわけでございますので、そういったレンタル専門会社といいますか、そういったところに事前に申し込みをするということが可能かどうか、そういったことについてはずっと協議をしているところでございます。

実は小さいものにつきましては、台風と、これまでも河川港湾課の関係で、台風が来る数日前に予約を入れるというような方法もとってきております。そういったことも含めて、今レンタル業者さんのほうとも協議をしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 給水の関係についても、そういった浄水装置というふうなものを検討しているとか、あるいはレンタルについても、それなりに協議をしておられるということでもありますので、その協議内容によっては、ある程度やはり市として、いろんなものを準備しなければならないと、こういうふうに思いますので、その辺の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、学校については、改築ということで、耐震の補強工事で対応できないものについて、6校については、これは校舎のすべてというところもありますし、それから、一部というところもありますが、今後改築をするわけでありまして。今後改築するものについては、例えばそういった非常用発電にかわるものになるかどうかはわかりませんが、太陽光発電というようなものは、屋上あるいは屋根につければ、それなりの機能を発揮するのではないかと思います。今後改築するものについて、当面は右田小学校ですけれども、あるいは非常用のそういった発電装置を学校の校舎の中に設置をするということについては、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今後、改築する学校につきましては、改築の設計の前に、どのような設備、どのような計画で進めていくかという会議を庁内で開くようにしております。その中には、防災担当部局も入っておられます。庁内のさまざまな御意見を聞きながら、必要な設備については、こういった改築という、大きい機会でございますので、取り入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） それでは、最後の県立衛生看護学院の問題に移りますが、まだ協議中ということなので、ぜひ前向きに協議を進めていただきたいんですが、来年度、屋内運動場は使えるようにというお話でありましたが、あの屋内運動場は、いわゆる体育館ですけれども、余り傷んでいない体育館であります。看学祭という、看護学院の例年6月ぐらいにお祭りというのがありましたけれども、地域の皆さんにも学校を開放するという形で、そういう機会に私、寄ってみたこともありますが、非常にきれいな体育館で、体育館としてもまだ非常に利用可能なものであります。

それから、校舎そのものについては、これは山口県のほうで既に耐震工事の補強が、クロス形で入っております。そういう形の建物であるというので、これは、閉校後、何らかの形で防府市としても利用可能な施設ではないかと。高倉、開出、古祖原の地域にとつ

てみると、262号線の向こう側、旧2号線の向こう側にしか避難所がないわけでありますので、その辺についてはぜひ、そういうこともひっくるめて検討していただきたいと思いをし、この議会で話題になりました移動図書館の今、ステーションにもなっておりますので、この辺について、災害の対応だけではなくて、総合的な利用のあり方について、防災担当だけではなくて、ぜひ検討していただきたいということをお願いしておきたいと思いをします。

それで、次の大きな質問に入らせていただきたいと思いをします。

質問の大きな2つ目は、子どもの貧困と教育行政についてであります。

格差の拡大が大きな社会問題として論議されることが多くなっております。この中で、子どもの貧困の問題が取り上げられてきております。厚生労働省の最新の2009年のデータによれば、貧困率、1985年以来過去最悪の16.0%、子どもの貧困率も過去最悪の15.7%というふうに言われております。7人に1人、あるいは7世帯に1世帯という言い方がいいかもしれませんが、いずれにしても、そういうことで、これは国が総体的貧困率という形で出しておるものですが、こういうふうに言われております。

それで、貧困問題が議論される際に、子どもの貧困の連鎖ということが言われております。例えば、昨年5月の厚生労働省の資料ですが、「貧困・格差、低所得者対策に関する資料」というのがありますが、この中で、子どもの貧困連鎖の実情として、生活保護世帯の高校進学率は一般世帯よりも1割以上低いということが、厚生労働省の資料で示されております。また、ある市のサンプル調査として、生活保護世帯の25%が過去生育した世帯でも生活保護を受けていると、こういうことが厚生労働省の資料の中で述べられております。また、厚生労働省の他の資料では、山口県の高校進学率は、2010年、平成22年度において、一般世帯では97.5%であるのに対して、生活保護世帯では81.5%と、15%以上も差がついております。

そこでちょっとお尋ねをいたしますが、防府市の実情について、まず、1番目に、防府市の生活保護世帯の高校進学率は、一般世帯と比べてどの程度低いのか、お教え願いたいと思いをします。

2番目に、就学援助についてお伺いをいたします。就学援助制度は、小・中学校の子どもを持つ家庭に家庭用品や修学旅行品、給食費等を補助する教育費支援制度の一つであります。しかし、この制度の運用は、自治体により差が出ているというふうにも言われております。そこで、防府市では、就学援助の対象をどこまでとしているのか、2008年、平成20年度から新たにクラブ活動費なども項目として追加されましたが、防府市では、クラブ活動費、あるいは部活動費は対象にしているのか、お伺いをいたします。

3番目に家庭の経済力と成績の関連性が多くの識者から指摘をされており、学力支援についてのお考えをお伺いをしたいと思います。

家庭の経済力と成績の関連性については、多くの識者から指摘されているところですが、例えば国の資料では、これは、2009年の5月に開かれた経済財政諮問会議に提出された資料ですが、これの中では、親の収入が多いほど大学進学率が高いようなデータが示されています。

このほか、国立社会保障・人口問題研究所、ここの社会保障応用分析部長の阿部彩氏は、OECD、いわゆる先進国ですね、OECDのPIISA調査と言われる国際的な学力調査の比較から、日本では、下の層の学力がますます低下傾向にあるということを指摘されております。したがって、平均の学力を上げることが必要ではなくて、底上げすることが日本の教育に必要なだと、こういう注意深い指摘もされております。

文部科学省が実施をする全国学力学習状況調査でもそのことが指摘されております。

例えば、「平成22年度全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」、こういったものが文部科学省のホームページで見られると思いますが、これでは就学援助との関連、先ほど申しあげました就学援助との関連について、こういうふうに記述をしております。

「就学援助の児童・生徒の割合が高い学校のほうが、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られる」、非常にちょっと抽象的な言い方ですが、就学援助児童の子どもが多い学校のほうが間違いが多いと、正答率が悪いと、大きい傾向として見られると、こういうふうに言っておるわけです。

こういうことがあるので、昨年末、12月の28日ぐらいだったと思いますが、新聞報道によれば、来年実施する予定の学力調査では、家庭の経済状況を把握するアンケートと一緒に進むと、学力テストの中でですね、こういうことを決めております。「学力と家庭の豊かさの関係を調べて、格差をなくす対策を考えるのに生かすねらいである」、こういうふうに新聞には報道されております。こういったことがある中で、全国的には、生活保護世帯の子に進学支援を拡大する取り組みが広がっております。

先ほど述べました厚生労働省の資料の中にも埼玉県、あるいは釧路市、横浜市などの取り組みが紹介されて、こういったものを全国で拡大していくべきだと、こういうふうに述べられております。防府市として、こうした学力支援についてどう考えられているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 子どもの貧困と教育行政につきまして御答弁申し上げます。健康福祉部からは、高校進学率と学力支援につきましてお答え申し上げます。

最初に、防府市の生活保護世帯の高校進学率は一般世帯と比べて、どの程度低いかとい

うお尋ねでございますが、防府市全体の高校進学率は、平成21年度97.0%、22年度は98.3%、23年度は98.5%となっております。これに対しまして、生活保護世帯の高校進学率は、平成21年度は対象者が2人中、1人が進学しておりまして50%、22年度は5人が全員進学いたしましたので100%、23年度も、7人全員が進学しておりまして100%となっております。

このように、本市の生活保護世帯の高校進学率を見ますと、生活保護世帯の対象となる子どもの数が少ないこと、また、本人や家族の希望で、あえて進学しないケースがあった場合などは、1名でも大きく数字に影響してまいりますので、進学率だけを単純に比較するのではなく、進学を希望する全員が進学できるよう、今後も個別に指導、助言をしてまいりますと考えております。

次に、家庭の経済力と成績の関連性が多く識者から指摘されているが、学力支援についてどう考えられているのかというお尋ねでございますが、本市といたしましても、格差社会の進展に伴い、生活保護家庭に育った子どもが保護を受給するようになるという貧困の連鎖は重大な問題ととらえております。

現在、本市では、「防府市生活保護受給者高校進学支援実施要領」を定めまして、生活保護世帯の中学3年生を対象に、担当ケースワーカーが日ごろから高校進学に向けた動機づけを行った上で、本人や家族から意向を伺いまして、進学費用や通学方法など、必要な情報を提供し、高校卒業まで継続的な支援を行い、本人の教育を受ける権利を保障するとともに、将来的には生活保護から自立していけるよう援助しております。

また、生活保護制度では、教材費や通学費用、その他必要な費用が認められておりまして、入学時の一部の経費を除きましては経済的な負担はほとんどございませんで、進学の意味がある生活保護世帯の子どもは進学が可能となっております。

本市では、生活保護世帯の子どもには、必要な支援は十分行われていると考えておりますが、議員御指摘のように、国の制度を利用して、生活保護世帯の子ども向けの学習会や塾の費用の補助をしている自治体があることは十分承知しております。したがって、この制度につきましては、今後も調査研究をしてみたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） ただいまの御質問の2番目の就学援助の対象はどこまでか、部活動への支援はどこまで可能か、という御質問にお答えいたします。

就学援助は、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な支援をするものでございます。支援の対象は、学用品

費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、学校において治療の指示を受け、政令で、感染または学習に支障を生ずる恐れがあるとされた疾病、いわゆる「学校病」に対する治療費でございます。

次に、部活動への支援についてでございますが、教育委員会といたしましても、学校生活における部活動は、児童・生徒の心身を健全に育成し、社会性や協調性を育成する上で大変有意義な活動であると考えております。しかし、部活動の種類により必要経費は異なりますが、例えば、運動部におけるユニフォーム代、吹奏楽部における楽器代等、使用する用具費や大会参加のための旅費などに多くの経費を要し、保護者にとって経済的な負担となっていることも事実でございます。

こうした中、平成22年度から生活保護受給世帯への教育扶助として、クラブ活動費が支給されることとなり、就学援助費においても、対象項目に加えるかどうかを、県内他市の動向も聞き取りながら検討してまいりました。現在、県内他市も本市と同様、就学援助費の認定率は年々上昇し、総支給額も増大しております。また、平成17年度に就学援助費に対する国庫補助金が大幅に削減され、各市とも財政的に苦しい状況であり、部活動費を対象項目としているところはないのが現状です。今後も対象とする予定はないとのことでございます。

本市においても、検討はしてまいりましたが、現在のところ、部活動費は、対象項目としていない状況でございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 防府市の生活保護世帯の高校進学率は、3年間の数字を見ますと、13人中12人が高校に進学しているということで、パーセントでいけば約97%ぐらいになろうと思いますが、遜色がないような形になっておるといことは、ほっといたしました。

ただ、厚生労働省のほうで示されております数字だと、平成22年度のこの数字ですけれども、山口県は、先ほど言いましたように、97.5%と81.5%ということで、対象者168人に対して、そういった16%弱の差がついているということだけ、改めて申し上げたいと思います。

それから、就学援助の対象ですけれども、私、改めて就学援助のあれを見てみましても、これには、3月議会で少し議論がありました体育用具費の中に柔道着、これは限度額7,200円というふうなことで示されておったりもしましたが、これがやっぱり自治体によって、どれをひっくるめるのかということと、金額の幅もちょっと違うというようなことも聞きますので、もし数字をお持ちであれば、若干細かな数字もお教え願えれば

と思います。なければ、これは構いません。

それと、クラブ活動費については、今、入れるという考え方はないということでしたけれども、これは、中学校については、正しくは部活動ということになるんだろうと思いますが、クラブ活動と部活動というのを文部科学省は区別しております、クラブ活動というのは、学校の学科の中でやるのがクラブ活動ですね。それから、部活動というのは、学校の学科の授業が終わってからやるのが部活動ということで、かつては、これが区別されておいて、それがあるところからは、部活動をもってクラブ活動にかえることができるというような扱いになって、しばらく前からは、中学校については、このクラブ活動というものはなくなってしまったということなのですけれども、この部活動について、ことしの平成24年から本格的に実施される学習指導要領の中では、初めて部活動について書き込むような形になりました。それで、学科との関連をもって、教育の一環としてやるんだというふうに書いてありますが、そういうことであれば、やはりこの部活動、クラブ活動についてのものも考えるべきではないかというふうに改めて思うんですが、これについてはどう思われるでしょうか。それで、文部科学省は、限度額として、クラブ活動費、小学校については2,550円、中学校については2万6,500円という数字を出しておりますが、そして、その半分を、これは要保護児童、要保護生徒については2分の1を国庫補助するという形にしてありますが、これについてはどういうお考えでしょうか、もう一度ちょっと改めてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） まず、就学援助の対象経費の各市の状況ということでございますが、ちょっと正確な資料は持ち合わせておりませんが、ただ、認定基準は県内、大体足並みをそろえた状態でございます。ただ、山口市だけが――防府市も含めて県内他市は大体所得額の生活保護基準の1.3倍ということになっておりますけど、山口市のみ収入額で判断しております。そして、山口市の場合は、収入によって支給額を変えております。ですから、山口市だけ少し制度が違うという状況でございます。

それと、クラブ活動費についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これまで検討はしてまいりましたが、国庫補助というのは、もうほんの一部しか入っておりません。あとは市の負担ということで、各市ともなかなかクラブ活動費までは、現在、支給していないというのが実情でございます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） なかなか厳しい答弁ですけれども。

それでは、少し次の問題に移りますが、学力支援について、ケースワーカーがそういっ

た形の相談業務だとか、そういう形でされているというようなお話をお聞きをいたしました。それはそれでいいわけですがけれども、やはり、全国的には埼玉、釧路、横浜、それから、新聞の報道では、あと大阪府が中3を対象に週2回だとか、あるいは東京都も塾に通う費用を補助するだとか、熊本県も若干そういった動きをしておるだとかということが示されております。

それで、県内を見ると、実はちょっとこれ、3月の県議会の会議録ですけれども、県議会でもこういった問題が少し取り上げられました。その中で、山口県の健康福祉部長が、こういうふうに答弁しております。「教育関係を含みます生活全般にわたります支援、助言については、生活保護世帯との信頼関係の構築につきまして、本来はケースワーカーが担当する業務となっております」と。これは、先ほど述べられたようなことです。「現在、各福祉事務所では、高校進学等の進学プログラムを策定するなど、ケースワーカーが学校とよく連携した上で、進学を控えた中学生の、あるいは親に対して支援を行っております」と。「こういう中で、宇部市においては、学習支援を必要とする生活保護世帯の子どもの数が県内で最も多いということになっておりまして、21年度から就学・生活支援を活用した教育支援が行われている」と。宇部市では、21年度から既にこういった教育支援が行われておるといふことです。

それで、もう一つ、新年度、24年度から、同じように健康福祉部長がこういうふうに言われております。「来年度予算の編成に当たり、県ではお示しの埼玉県の取り組みを踏まえ、こうした国の制度の活用について、各福祉事務所に意向を確認したところですが、生活保護世帯の子どもの多い宇部市を除き、現在のところ事業ニーズは低く、取り組む考えはないとのことでした」ということで、防府市は取り組む考えがないということをお返答されて、宇部市が取り組まれると。それで、宇部市のホームページを見ますと、予算の概要ということで、就学生活の支援というものが出てまいります。生活保護支給世帯の中学生に対する学習支援及び社会的居場所づくりということで、300万円予算が計上されておって、これでは、個別実施等実施コーディネーターの person 費、あるいは学習指導ボランティア交通費、こういう形で、合わせて20人の人に対して40回、つまり週1回ですね、学校の授業がある期間週1回の経費、こういったものをひっくるめて事業化をして進められているということでもあります。

そういうことでありますので、ぜひこれについて、調査研究というような形の取り組みではなくて、議会の答弁で研究するというのは、通常はやりませんということなので、前向きに検討するというのが、議会の答弁では検討すると、こういうことになっておりますので、研究するのではなくて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですが、もう一

度この点について御答弁願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 生活保護世帯の実情でございますが、現在、4月1日現在の数字でございますけれども、中学校に在学している生徒が6名でございます。先ほど「防府市生活保護受給者高校進学支援実施要領」のことに触れましたけれども、3年生の子どもには、4月から私どもがこういうふうなことで進めていこうといったもので、チェックシートも用意して指導をさせていただいております。これは、子どもさんと、それから保護者の方、また、通学先の学校と連携して進めておりまして、小学校に在学している子どもが、4月1日現在で11名でございますので、小学校の五、六年生から努めて将来の目標を設定していただいて、夢に向かって実現ができるような指導もあわせてしてまいりたいと考えております。

したがいまして、今の国の就労も含めて自立支援のプログラムがございますので、こういったものは引き続き情報として収集し、私ども、本市に合った形でどういう取り組みができるかということは研究してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） それで、一つだけ、疑問に思うことだけこの場で指摘させていただきたいと思います。

文部科学省が、衆議院の予算委員会に提出した資料というのが、参議院の、これは「経済のプリズム」という参議院の調査研究の雑誌であります。これに、就学援助の要保護児童・生徒数、それから、準要保護児童・生徒数というのが県別、それから、自治体別にこの参議院のホームページに掲載されております。その一番新しいデータというのが、平成20年度しかないんですけれども、その要保護児童・生徒数、これは主に生活保護の世帯ということになるんですが、平成20年度で15人という人数です。これは、公立小・中学校の児童・生徒総数の0.15%というふうになります。

ところが、県内の数字を見ますと、この0.15%というのは、他市と比べて格段に低いんです。先ほどの宇部市は1.98%です。10倍の子どもがこの要保護児童・生徒ということで、280人の子どもさんが要保護児童・生徒であると。それから、下関は386人であると。あるいは山口市は、56人、萩市では20人、防府市よりも多いですよ、人口が少ないですけども、光市でも29人という形で、この要保護児童・生徒の数、県内の平均のパーセントが0.91%です。0.91%を当てはめると88人ぐらいになるんですけども、防府市は、要保護、保護を要しない生徒・児童がそんなに少ないのかというと、ちょっとそれは疑問ではないかという気もいたします。この辺については、ま

た別の機会で問題をただしていきたいと思います。これ、生活保護行政に関係があるのか、就学援助の中でこういうふうな形になるのか、いずれにしても、県内の平均の要保護のパーセントが0.91、全国的には1.2ぐらいの数字が言われております。それに対して防府市は0.15というのは、どうしてこういうふうに少ないのかわかりませんが、要保護という形できちっと保護をしてないで、そういう人たちが準要保護のほうに回っているという形になろうかと思えます。

準要保護までひっくるめたパーセントは20.93%で、県内の平均23.06よりも若干低いぐらいでありますので、そういう形ですけれども、このことだけをちょっと指摘をして、保護を要しないという形ではない実情が本当は隠されているのではないかということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、田中議員の御質問の、いわゆる子どもの貧困と教育行政ということで、子ども教育委員会のほうにもやっぱり責任の一端はあるかと思えますので、ちょっと御発言の機会をいただきました。

私、かねがね、経済的云々ということが子どもの教育、結果的には進学に結びつかない、そうしたところ、経済的云々よりも、高校に何らかの理由で進学できなくて、有職無職少年、そうした子どもたちが防府の駅前でやっぱりたむろしている。あれを見ると、やはりどうかしてやりたいと。現在、生涯学習の必要性が言われているところで、そうした人間形成で、いわゆる自立する上で一番大切な時期、いわゆる思春期後期、その時期を無目的で生活するというのは、子どもにとっては耐えられないことだと思っております。

そうしたところで、子どもたちに目的を持って、そして、意欲的に学習する、そうしたところで、人生の大きな目標を持ってそれに取り組んで自己実現をする。そうした教育、最近ではキャリア教育と呼んでいます、これが一番大事ではないかと思っております。

そのために、子ども教育委員会では幾つかの施策をしております。というのは、先日から申しておりますが、学校格差をつくらない、子どもたちは学校を選べないということで、格差をつくらないような教育、そうしたところで、子どもたち一人ひとりにつけるべき力を、それぞれの学年でつけるということで、学力の底上げ、まさに、今、議員の御指摘の学力の底上げをやりたいというふうに考えております。そうしたところで、先日もお願いしました、いわゆる全国学力調査とあわせてC R Tの実施、さらには一人ひとりにきめ細かい学習指導ということで、指導員の配置なり、あるいは少人数指導、そして、学級集団の適正なサポートということで、H y p e r—Q Uの実施、さらには家庭との連携ということで、家庭学習の手引きなどをつくりまして、子どもたちを支援しております。

中学校3年で確かに高校進学のための補習等が大切なのですが、先ほど申しました、生活保護世帯11人おるといふことですので、この子たちも小学校のときから、それぞれ学び続ける意欲、あるいは目標を持たせて勉強させる、学校教育のほうでそうした支えをしていきたいと、そういうふうを考えております。

すみません、答えにならない答えかもしれませんが、学校教育のほうでも努力しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、20番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、12番、山本議員。

〔12番 山本 久江君 登壇〕

○12番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。今回の質問は、自然エネルギーの導入について、子育て支援について、そして、3つ目に地域における要援護者への支援強化についてお尋ねをいたします。

それでは、最初に、自然エネルギーの導入についてお尋ねをいたします。

まず、自然エネルギー導入に対する市の基本的な考え方と住宅用太陽光発電システム補助制度の拡充についてお尋ねをいたします。

福島原発事故は国内だけではなく、世界の人々に大きな衝撃を与えました。それは、原発事故には、ほかの事故には見られない異質の危険があり、そして、その被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があり、地域社会の存続さえも危うくするからでございます。

こうした中で自然エネルギーへの大胆な転換への流れが、この事故を契機にさらに大きくなってきております。

環境省などによりますと、日本の自然エネルギーは大きな可能性を持っておりまして、実際のエネルギーとなり得る資源量は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上、日本にある発電設備の電力供給能力の約10倍とも言われております。また、自然エネルギーの本格的導入は、エネルギー自給率を高めて、そして、新たな仕事と雇用を生み出していく。そして、地域経済の振興と内需主導の経済への大きな力となるのが特徴でございます。

新聞報道によりますと、千葉大学大学院の倉阪秀史教授らが昨年末に発表した報告によりますと、地域の暮らしに必要なエネルギーを太陽光や風力、地熱、小水力などの再生可能エネルギーで100%を賄える自治体は52自治体に上ることが発表されました。地域

のまさに特性を生かした取り組みが進んでおります。市においては、自然エネルギー導入に対してどのように考えておられるのか、その基本的なお考えをお尋ねをいたします。

また、現在、防府市では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度がございますけれども、1キロワット当たり1万500円となっております。しかし、太陽光発電システムは、設置に多額の費用がかかることから、市民の皆様から、この補助制度の拡充を求める声が挙がっております。この点で、市としてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

2点目は、公共施設における自然エネルギーの活用についてでございます。太陽光など、地域に見合った自然エネルギーの活用を市が積極的に進めていくために、公共施設での取り組みが期待されるところでございます。エネルギーは地産地消というこの立場で、市にある資源を生かして環境問題にも取り組み、市民生活の利便性向上につなげることがとても大切だと思います。

今後、公共施設において、自然エネルギーの活用にどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、自然エネルギー導入に対する市の基本的な考え方についてのお尋ねでございましたが、御指摘のとおり、我が国のエネルギー政策は、福島原発事故を発端として、電力供給のあり方を中心に大きな転換期を迎えていると認識しております。特に、この夏は需給が逼迫した地域への融通電力を極力確保することとなったことから、中国電力管内においても、節電の要請がございます。私も6月の市広報におきまして、市民の皆様へ、できる範囲で無理なく夏の節電に努めていただくようお願いのメッセージを出しているところでございます。

このような状況下、今後のエネルギー政策におきましては、節電などの省エネルギーの推進とともに、我が国のエネルギー自給率向上につながり、発電時に二酸化炭素を排出しない、自然の力で繰り返し電気を生み出すことができるエネルギー、つまり、再生可能なエネルギーの普及の重要性はますます高まっていると感じております。

この再生可能なエネルギーの「固定価格買取制度」が来月7月1日から始まろうとしておりまして、国を挙げて、より一層の導入の拡大に取り組むことが求められるものと考えております。

このような中、本市におきましては、社会動向の変化や新たな課題などを踏まえ、平成23年度に防府市環境基本計画の見直しを行い、今後10年間の計画の基本目標として、

「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」と定めたところでございます。この目標を実現するための施策の一つとして、エネルギー資源全体の保存や地球温暖化対策の観点から、「省エネルギー・新エネルギーの普及を進める」ことを掲げております。

これは、限りあるエネルギーの効率的な利用の推進とともに、地域でエネルギーを育て、使うという、エネルギーの地産地消の観点から、自然エネルギーなどの普及を進めていくものでございます。

今後は、防府市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政の三者が協働して、省エネルギー化された製品の製造と利用を進めるとともに、石油などの枯渇性エネルギーに依存しない方法を積極的に選択することで、省エネルギー・新エネルギーの普及が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅用太陽光発電システム補助制度の拡充についてのお尋ねでございますが、この新エネルギーの普及に関しましては、現状では、本市の地理的、地形的な特徴が十分に生かせる太陽光発電の普及が現実的であると認識しております。この補助制度につきましては、平成12年度から実施しておりますが、利用件数の推移をみますと、平成18年度までは年平均43件でございましたが、平成21年度の制度再開以降につきましては、平成21年度が90件、平成22年度は304件、平成23年度には392件と、大幅に増加してきております。今年度も、5月末現在で70件と、順調に推移しておりまして、昨年度と同様の400件程度の申し込みがあると見込んでおります。

この増加傾向につきましては、国及び市の補助制度の再開に加えまして、平成21年11月から開始された「太陽光発電からの余剰電力の買取制度」が要因となっていると考えられます。

なお、御承知のとおり、平成23年度から国が実施しております住宅用太陽光発電システムに対する補助制度の改正により、補助金額が大幅に引き下げとなりましたが、本市の補助制度につきましては、この国の制度改正を受けて、従来の定率制から定額制へと、補助金の算定方法を変更いたしてございまして、1キロワット当たり1万500円の補助額を維持いたしてきています。

このようなことから、住宅用太陽光発電システム補助制度につきましては、エネルギー問題に関する関心が高まる中で、住宅用太陽光発電からの余剰電力の買取りに加え、システム価格の低下などにより、住宅用太陽光発電が普及拡大している状況や、さらには、再生可能エネルギーの固定価格買取制度という新制度が導入されることを勘案いたしますと、現時点におきましては、現行の市の補助制度を維持しながら、今後の諸要因の推移を注視

してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、公共施設における自然エネルギーの活用についてのお尋ねでございましたが、市有施設への自然エネルギーの導入につきましては、現在の発電技術や本市の気候の特色などから、太陽光発電の導入を進めてきたところでございます。昨年度に建て替えました宮市保育所につきましては、5.5キロワットの太陽光発電システムを設置しております。

また、これまで青少年科学館ソラールあるいは小野小学校に20キロワットの太陽光発電システム、消防本部庁舎に30キロワットの太陽光発電システムを設置しておりますほか、体育館ソルトアリーナの駐車場と運動広場、避難所となっております市立の学校及び公民館に蓄電池を備えた独立型・防災型の外灯用システムも設置いたしているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、今年度から、新たな防府市環境基本計画に基づき、省エネルギー・新エネルギーの普及を進めておりまして、市といたしましても、一事業者・一消費者であるとの立場から、今後も消費エネルギーの削減効果だけではなく、防災上の効果や環境教育、普及啓発の効果も含めまして、費用対効果を検証し、太陽光発電システムなどの自然エネルギーの導入について、積極的に検討してまいります。

また、議員御指摘のとおり、本市の特性に合った効率的な施策展開を行うため、国のエネルギー政策の動向や自然エネルギーの利用技術なども注視しながら、新しい技術の導入についても情報収集に努めるとともに、導入の方法について調査研究を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

全国で進んだ経験を学ぶということはとても大事なことでございますが、電力自給率160%、大変な数値でございますけれども、これを達成した岩手県葛巻町ですが、どのような取り組みがされたのか、大変関心のあるところでございますが、この町では、平成10年度に「葛巻町新エネルギービジョン」、これを策定いたしまして、その理念の具体化を行う中で、風力発電あるいは太陽光発電、それから、木質バイオマスエネルギー等設備導入を進めておられます。

さらに、平成15年度には、「葛巻町省エネルギービジョン」、これを策定されて、新エネルギー、あるいは省エネルギーを両輪とした「くずまきエネルギービジョン」の構築につなげて、住民あるいは事業者、行政が一体となった行動を進めておられます。

現在、お聞きしますと、省エネルギービジョン後期推進計画の取り組み中だということでございますが、「このまちの環境、これは、未来の子どもたちへの贈りもの」と、こう

いう位置づけのもとに、空気や水を汚さない、食料の自給率を向上する、そして、エネルギーの自給率の向上、これを目標に取り組んでおられます。

防府市が自然エネルギーの導入に向けた取り組みを行っていく場合に、ビジョンや、それから、計画の策定等、必要になってまいりますけれども、その点では執行部はどのように考えておられるのか、お答えをお願いいたします。

○生活環境部長（柳 博之君） 自然エネルギーの導入を普及するため、市がビジョンを持って計画的に進めるべきではないかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、福島原発事故を受けまして、国におきましては、エネルギー問題に関する集中討議が行われまして、原子力発電への依存度を、2030年には5割とするとした現行のエネルギー基本計画を白紙で見直すべき状況にあること、また、前提であると信じてきたことも含めて、白紙からエネルギー・環境戦略を見直し、新たな合意形成を急がなければならないことなどが再確認されてきております。

これを受けまして、昨年6月から国家戦略担当大臣を議長とする、エネルギー・環境会議が設けられまして、原発への依存度低減、分散型システムへの移行、国民的議論の展開という3つの大きな方向性のもと、聖域なきエネルギー・環境戦略の練り直しが省庁横断的に進められてきているところでございます。

今月開催されました会議におきましても、まずは、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を提示し、選択肢に基づき、国民的議論を展開した上で戦略決定につなげるという基本方針のもと、原子力政策、そして、複数のエネルギーの最適な組み合わせ、いわゆるエネルギーミックスでございます。それと、国内温暖化対策をどう組み直すのか等の視点で、選択肢提示に向けた検討が精力的に続けられておるところでございます。

このような状況下、本市といたしましても、防府市環境基本計画に基づき、ビジョンを持って計画的に省エネルギー・新エネルギーの普及を進めていくことは重要なことであると認識しているところでございますが、まずは、節電などの省エネルギーの普及を推進するとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を継続しながら、現在、ゼロベースで見直しが進められている国のエネルギー・環境戦略の動向を注視しつつ、本市の地域の特性に応じた自然エネルギーの普及を調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） お隣の山口市でも、平成22年2月に、再生可能な資源から生み出される新エネルギーの十分な活用を進めることが喫緊の課題であるということで、

地域新エネルギービジョンが策定をされております。ぜひ防府市でもそういった取り組みとなるようお願いをいたしておきます。

次に、補助金の増額についてでございますけれども、太陽光の発電システム、大変、設置するのに多額の経費がかかります。市民から補助金をもっと増やしてもらえないだろうか、こういう声がたくさん寄せられております。

全国的にいろいろ調べてみましたら、設置負担をなくすために、例えば、長野県飯田市では、これは、産業建設委員会ですか、視察に行かれたようでございますけれども、市民出資の「おひさまファンド」によって、地域ぐるみで新エネルギーの導入を支える仕組みをつくっていると、こういう取り組みもございます。

県内で補助金、どのぐらい各市出しているのかと調べてみましたら、例えば、光市などでは、1キロワット当たり3万5,000円で上限14万円の補助を出しておられます。和木町、平生町、阿武町も同様の取り組みを行っておられますが、せめてこのレベルまで市として持っていけないだろうか。大変、防府市は、気候的にも太陽光発電システムの設置にふさわしい場所だと思っておりますので、そのあたりもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○生活環境部長（柳 博之君） 太陽光発電システムの補助金をもっと上げるべきではないかという御質問でございますが、まず、県内の状況、平成24年度の県内の状況を見ますと、住宅用太陽光発電システムの補助制度を持っております市は、防府市を含めまして、13市中7市でございます。昨年までは6市でございましたが、昨年の事故を踏まえて、下関市と美祢市が新たに参入されましたが、柳井市が本年度から撤退をされております。そして、6プラス2引く1ということで、本年度は7市ということでございます。

なお、7市のうちには、実は岩国市さんも入っていらっしゃいますけれども、本年度を最後に来年からやめられるということで、来年は13市中6市ということになるようでございます。

県内の半数の市が行っているという状況でございます。なお、町につきましては、6町のうち4町で実施されておるということでございます。

補助金額ということでございますが、まず、本市は、議員御案内のとおり、1キロワット当たり1万500円でございます。上限額は10万4,000円でございます。他市につきましては、周南市、山口市、美祢市、岩国市の4市が1キロワット当たり1万円でございます。ことし参入された下関が、1キロワット当たり1万円でございます。光市が、先ほど議員さん3万5,000円というふうにおっしゃいましたけれども、これは、昨年の数字でございます。

光市さんは、1キロワットあたり2万9,000円でございます。これは、市内・市外業者で違うんですが、市内業者の場合が2万9,000円の補助金、上限額が11万6,000円というふうになっております。

ただ、光市さんの補助金額が突出してはおりますが、申し込み者多数で予算額を超えるような場合、光市さんは、先着順の受付で年度予算の範囲で終了ということになっております。ほかの市は補正で対応するというふうにお聞きしております。

なお、本市の場合、当初予算は1,890万円と、県内でトップでございます。

なお、参考までに町におかれましては、和木町、平生町、阿武町の3町が1キロワット当たり3万5,000円でございますして、上限額が14万円、周防大島町が1キロワット当たり1万円でございますして、上限額が9万9,000円というふうになっております。

このように、本市の場合、県内他市町と比較いたしますと、補助単価は多くの市が採用している単価とほぼ同レベルでございます。若干500円ほど高うございますが、ほぼ同レベルでございますが、対象範囲が広いということと、上限金額が高いということが本市の特徴となっております。

先ほど来、市長も申し上げましたように、制度の利用件数は順調に推移しておりまして、昨年度も補正予算で対応をさせていただいたところでございますが、この予算規模までも含めると、本市の補助制度は他市と比較しましても、僅差ではありますが、県内でもトップクラスではないかと、そういう手厚い制度であるというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） 次に、公共施設の率先導入について、今後、学校施設につきましては、桑山中学校、右田小学校が改築をされます。さらに、耐震化の非常に低い文化福祉会館や公民館など、老朽化著しい公共施設の改築の場合に、ぜひ自然エネルギーの活用、中でも太陽光発電システムの設置、防災上の観点からも必要な分散型のエネルギー供給システムも必要になってくると思いますが、まず、太陽光発電システムの設置をお願いしたいと思いますが、そのあたり、いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今後の公共施設の整備に当たっては、こういった太陽光発電とか、自然エネルギーの活用を図っていったらどうかということでございます。この前、従来より御報告しておりますように、現在公共施設につきましては、学校施設を先行して

実施している状況で、そのほかの公共施設につきましては、今現在、2次診断をしているさなかでございます。

今後、2次診断結果をもちまして、今後の公共施設の整備推進計画、こういったものをつくってまいる所存でございます。そうした折に、今、議員御提案の太陽光発電等の整備につきましても検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校などの教育施設の改築をするに当たり、太陽光発電システムを設置するなど、自然エネルギーを有効活用した環境に優しい教育施設とすることは、省エネルギー、省資源化といった面だけではなく、学習活動への活用による子どもたちへの環境教育の観点や地域への波及効果による市民の環境意識醸成という観点においても、学校などの教育施設が先導的な役割を果たすことができるものと考えております。

こうしたことから、右田小学校及び桑山中学校をはじめ、今後、改築予定の学校につきましては、設計段階において、太陽光発電システムの設置を具体的に検討したいと考えているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） それでは、よろしく願いいたします。

大きな質問の2点目に入ります。子育て支援について、まず、保育料の軽減につきましてお尋ねをいたします。

厚生労働省が発表いたしました2011年の合計特殊出生率、女性1人が一生に産む子どもの数の推計でございますけれども、これは、1.39で、前年と同水準にとどまりましたが、生まれた子どもの人数は2万606人減の105万698人となり、最低を更新いたしました。

防府市はどうなっているか、人口統計で担当課に調べていただきました。昨年生まれた子どもの数は、前年比70人減の990人でございます。1962年、昭和37年以後、50年間の統計で、子どもの生まれた数が最も多かった1973年、昭和48年の、この年は1,862人、子どもが生まれておりますけれども、この53%、約半分となっております。

少子化についての内閣府の国際意識調査が2011年度、やられておりますが、その中で、欲しい子どもの数を2人、3人と答えた親が日本では8割以上います。しかし、欲しい子どもの数まで増やせないという人が5割以上でした。その理由として最も多かったのが、子育てや教育にお金がかかり過ぎる、これが約4割ということでした。

防府市でも、次世代育成支援に関するニーズ調査、平成20年に行われておりますが、

就学前児童のいる世帯と小学校の児童のいる世帯を対象に、子育ての不安や悩みを尋ねたところ、子どもの教育、あるいは健康や医療、安全に関することとあわせて、子育てに費用がかかることが上位となっております。

今日、低賃金労働の常態化、あるいは失業、非正規雇用の拡大が子育て世代を直撃いたしております。

総務省の調査によりますと、2000年から10年で子育て世代の年間の可処分所得は、29歳以下で25万円、30から39歳で22万円と、それぞれ大幅に減少いたしました。加えて、4月から新しい児童手当の制度が実施をされますけれども、年少扶養控除の廃止で、年収400万円台中ごろより上の世帯では、実質手取額がマイナスとなります。子育て世代の負担を軽減して、子育てを支援していくことは待ったなしの課題ではないでしょうか。

ところが、今、子どもを保育所に通わせながら、懸命に働いている子育て世帯に負担が重くのしかかっているのが保育料でございます。平成24年度の防府市保育料基準額表を見ますと、例えば、前年度の所得税が4万円の世帯が、3歳未満の子ども2人を入所させた場合、保育料は毎月5万5,500円となります。また、前年度の所得税額が11万円であれば、3歳未満の子ども2人入所させますと、毎月8万1,000円保育料を納めなければなりません。本当に高額となっております。

国の基準が余りにも高いので、全国の自治体で独自の保育料基準額をつくり、対応いたしておりますけれども、若い子育て世帯にとって、その負担は大変厳しいものでございます。

保育料基準額の表の階層区分をより細分化することなどで、保育料の軽減を図り、さらに子ども3人以上入所させると、今3人目は負担額なしとなっておりますけれども、これを2人目からとなるように、子育て支援の思い切った施策を打ち出してほしいというふうを考えておりますが、いかがお考えか、御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 保育料の軽減についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、保育料の負担軽減は、少子化対策の重要な施策の一つと認識しております。これまでも保育料の軽減負担に努めてまいりました。

本市の保育料は、国が示しております保育料徴収基準額の各区分の保育料単価を低く設定するとともに、所得階層区分や年齢区分をさらに細分化し、所得が少ない保護者に配慮して、可能な限り、保護者の負担軽減に努めてきたところでございます。平成20年度にも、保育料を見直しまして、引き下げを実施いたしております。

負担軽減額を平成23年度で申し上げますと、国の徴収基準による保育料総額は約6億4,000万円でございますが、本市の保育料収入は約5億4,000万円となっております。差し引き約1億円の本市独自の軽減措置を行っているところでございます。

また、国制度ではございますが、多子世帯における保育料の軽減策といたしましては、保育所等に2人以上同時入所の場合の保育料につきまして、2人目半額、3人目以降は無料となっております。

さらに、県制度の多子世帯保育料等軽減事業によりまして、3歳未満で第3子以降の児童につきましては、保育料を無料または半額とし、保育料の負担軽減を図っているところでございます。

今年度8月からは乳幼児医療の無料化を拡大実施するなど、厳しい財政状況の中、限られた財源により、児童福祉諸施策に取り組んでまいります。また、受益者負担の原則もございまして、さらなる保育料の引き下げや第2子の無料化といった軽減は、大変難しいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） それでは、再質問させていただきます。

先月、共産党市議団で市民アンケートを実施させていただきました。子育てにかかわっても大変多くの意見をいただきましたが、その中で、保育料についても切実な御意見をいただきました。ある20代の女性はこのように書いておられました。保育料がすごく高く困っています。我が家では、家賃より、車のローンより保育料が高く、毎月苦しいです。働けば働いた分保育料が上がり、本当にどうしていいかわかりません。本当に困っているので、市外へ転居も検討中、防府市が好きなのに残念と訴えておられます。孫の保育料が高過ぎるといった70代の男性の声もございました。

次世代育成行動計画では、「子育てにやさしい 子どもが 家庭が 地域が 輝くまち」、これの実現を目指すとしておりますが、ならば、こうした声にきちんとこたえていく必要があるのではないのでしょうか。

先ほどの御答弁の中で、国の基準額よりも軽減額、御答弁いただきましたが、まず、国への財政的支援をもっと求めていく、しっかり求めていく、この点ではどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 議員がただいま申されましたとおり、保育料の軽減は子どもを育てる保護者の方々の負担が大変重たい状況にあるということは認識しております。したがって、子育て支援をしていく上では、負担軽減というのは御答弁申し上げ

ましたように、大変重要な課題と認識しておりまして、市単独での取り組みには限度がございますので、市長会等を通しまして、国、県に強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） 松浦市長にお伺いをしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、防府市では、生まれてくる子どもの数が1,000人を切りました。この50年間で1,000人を切っているのが、平成17年と19年、切っているんですけども、だんだん子どもの数が減ってきている、こういう状況でございます。先ほども申し上げましたように、ピーク時の半分と。

一方で、子育て世帯にとっては大変経済的な厳しさが続いております。子育てが本当に難しい時代となっている状況がございます。若い子育て世代が、本当にこの防府市に住んでよかったと思えていく、そういうまちにしていくためには、今、子育て支援にかかわる思い切った施策が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。本当に、若い子育て世代に、このまちから逃げたいなどと言わせてはならないと思うんですよね。その点で、医療費の問題は8月から対象幅を広げていくという施策を打ち出されましたけれども、この点で、ぜひ思い切った施策をお願いしたいと思います。御意見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 子育て世代への支援ということは、私も実は切実な問題としてとらまえております。今月1名誕生する予定でございますが、計7人の孫が、7歳を頭に7人の孫がすべて防府に住んでおります。そのうち3人は同居でございますので、長男の年収は手取り200万円を切っておりますが、同居でございますので、何とか一緒に生活することによって生活が可能になっておりまして、2人の孫が幼稚園に通わせていただいております。1人はことし小学校へ入学をいたしております。

したがって、その嫁からどんだけ大変な状態かということは、折々家内の口を通して聞いてはおるところでございますが、しからば、どのようなことができるかということになりますと、私はたくさんの方が存在すると思っております。

例えば、同居の世帯に対しては何がしかの助成をすることによって、核家族化から同居の家族としての、いろいろな意味でのよさもそこにはございますし、節約も生じてくるわけでございますので、そういうことを促す政策はできないかとか。私の孫はいずれも幼稚園でお世話になっておるわけでございますが、もう一人のほうは、本当に共働きで、もうまさに気遣いざたみたいのような形で過ごしております。幼稚園に延長をお願いをして、

もうぎりぎりまでお願いをして、もう息せき切って子どもを連れて帰るといったようなことが、毎日の行事でございまして、これまた切実な課題を抱えているというふうに思っておりますので、議員が御指摘のように、先般のアンケート配布、私も見させていただきましたが、そのお答えとして、そのようなお気持ちをお持ちの方がおられる、なるほどなどお聞きしたようなわけでございます。いろいろな御意見、いろいろな方法があるということも頭に入れながら、今後の、研究ではなくて検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） 防府の次世代育成行動計画がございすけれども、ここには、子どもと子育てにやさしい社会の構築を目指す、これは未来への投資だと、こういう考え方も書いてございます。真にその視点で、少子高齢化に対応した、この時代が大きく変わるそのときにしっかりと子どもたちへの支援、子育て世代への支援をぜひともよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、就学援助制度の拡充についてお尋ねをいたします。ことし2月に文部科学省による平成22年度の子どもの学習費調査が公表されました。公立の小学校で、学校教育費と給食費で平均9万7,156円、公立中学校では、平均16万6,949円かかっていると。さらに学校外活動費を加えると学習費は相当な金額となります。

御承知のように、義務教育はこれを無償とする、これは、憲法第26条の規定でございすけれども、こうした調査を見る限り、実態は大きくかけ離れておりまして、父母負担に依存している状況が見られます。今日の厳しい経済状況のもとで、そのことは子育て世帯にとって大変な負担となっております。

学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と、援助の主体は市町村であるとしております。保護者の負担を救う命綱と言うべきものが、就学援助と言っても過言ではございません。

この制度、その対象は、防府市では、例えば、父親35歳、母親30歳、子ども9歳と4歳、この4人家族の場合ですけれども、所得が268万円未満となっております、生活保護基準の1.3倍とされております。しかし、平成16年度以降、その基準額がだんだん引き下げられてきておりまして、制度が利用しにくくなってきているのが実情でございます。保護者の負担を少しでも軽減するために、認定のための所得基準、あるいは生活保護基準の1.3倍をさらに引き上げていただきたいと思いますと考えますが、いかがお考えでございましょうか。

また、先ほど田中議員がクラブ活動費——生徒会費、PTA会費も加わるんですけれど

も、質問をされました。この就学援助制度の中に入れてほしいという、こういう御意見、私もそう思います。

2009年の7月3日に、文部科学省に設置をされました「教育安心社会の実現に関する懇談会」、専門家の会議ですけれども、ここが「教育費の在り方を考える」と、こういう報告書を提出いたしておりますけれども、その中を見ましたら、「生徒会費や部活動に要する経費など、現行の制度でカバーできていない部分への対応や認定基準の考え方、在り方、さらに国の財政支援の在り方について検討することが必要である」と、こういうふうに述べております。

御答弁は、先ほど田中議員の質問でわかりましたので、また、改めて行いたいと思いますが、壇上で生活保護基準の1.3倍、さらに引き上げてほしいという、この答弁だけ、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 就学援助制度の拡充についての御質問にお答えいたします。所得による認定基準を現行の生活保護基準額の1.3倍から引き上げてはどうかとの御質問でございますが、御承知のように、本市における就学援助費の認定要件は、文部科学省の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表をもとに算出した所得基準額に1.3を乗じた金額より所得が少ない世帯を対象としております。本市の全児童・生徒数に対する認定者数の割合、いわゆる認定率は、平成21年度が21.4%、平成22年度が24.1%、平成23年度が22.7%で、いずれの年も県内各市の平均を上回る高い水準にあります。また、平成22年度における山口県内市町の認定率は、大阪府に次いで全国で2番目の高さでございました。

県内他市におかれましても、就学援助制度の認定を受けられる人数が年々増加し、援助費の増加による財政負担が大きくなったことから、数年前から認定基準を引き下げておられ、現在、収入額を基準としている山口市を除き、ほかの市はすべて本市同様、基準額の1.3倍としておられます。

議員御指摘の認定基準引き上げについては、本市といたしましても、当面現状を維持し、引き続き、就学援助制度の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） 再質問をさせていただきますが、なかなか厳しい御回答でございました。

平成16年度から、その基準額はどんどん下がっております。それは、よく調べてみま

すと、生活保護基準の中身となる冬季加算額とか、それから、期末一時扶助とか、住宅扶助等がどんどん削られていった経緯があるんです。仮に平成16年度を基準にいたしますと、今年度は、1.01倍という、ほぼ生活保護基準並みというふうになります。大幅な制度の後退と言わなければならないというふうに思います。

平成17年度以降、国の補助が一般財源化をいたしました。国からの措置割合が極端に低くなる中で、自治体の負担が増えて、その結果、対象となる基準が減らされていった経緯がございます。ぜひ国への財政支援を求めていただきたいということをお願いすると同時に、さらに検討していただきたいということを要望させていただきます。

それから、就学援助の医療費にかかわる援助ですけれども、学校保健安全法に基づいてその対象となる病気が指定をされております。例えば、トラコーマ、結膜炎、虫歯、寄生虫病、中耳炎等々ございますけれども、最近増えているアトピーとかぜんそくなどの疾病を、その対象となるように国に対して働きかけていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでございましょうか。また、それができない場合、当面、市で対応ができないものかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 就学援助の対象となる学校病につきましては、伝染性または学習に支障の生ずる疾病で政令で定めるものとなっております、学校保健安全法施行令に指定されるものでございます。アトピー性皮膚炎につきましては、一時、文部科学省が学校病に加えるべく検討を行ってございましたが、指定されないまま現在に至っており、また、県内他市におきましても、現在のところ、独自に支給対象に加えている例はございません。本市といたしましても、現在のところ、就学援助の対象に加えることは困難であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、国への働きかけにつきましては、他市とも協議してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） 実は学校病の状況を昨年、一昨年と、ちょっとお聞きする予定でございましたけれども、時間が迫っておりますので、私がお聞きしたところによりますと、疥癬など、余り病気としてないものがございまして、これはこれで残していただきたいんですが、現在の子どもの多いアトピーあるいは喘息など、最近の児童・生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善をしていくように、要望をしていただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

最後に、就学援助制度の周知についてでございますが、例えば、市のホームページなどで紹介の場合に、これは申請手続とあわせて、制度内容をもう少し詳しくできないものか、

就学援助制度の内容そのもの、それを詳しく紹介していただきたいと思いますが、その点、どうぞごさいましょうか、お聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 現在のホームページには、就学援助費の制度について概要を掲載しておりますが、内容の見直しを行いまして、より詳しく制度の内容について記載することとして、市民の皆様には制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） よろしくお願いをいたします。

最後の大きな質問でございますが、地域における要介護者への支援強化についてでございます。要介護認定者も対象となるよう、福祉タクシー制度を拡充できないかお尋ねをいたします。

現在の福祉タクシー制度は、御承知のように、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っておられる方がタクシーを利用するときに、料金の一部、1回につき500円ですけれども、年間50枚、交付されます。人工透析の患者の方には通院状況に応じて増冊されております。

この制度がこれまで障害のある方の社会参加と自立を支援して、外出支援策として大変喜ばれていることは御存じのとおりでございます。

しかし、介護が必要だと認定された要介護者で、身体障害者手帳をお持ちでない方は、この制度を利用できない現状でございます。在宅介護を受けている方は、実際、なかなか外に出にくい環境にありまして、とりわけ、周辺地区に住んでおられる方にとりましては、バス停が遠く、タクシーを使わざるを得ず、医療費よりタクシー代がかかるなど、本当に負担が大きいのが現状です。

全国的にも、富山市など、病院への通院等の外出支援、あるいは社会参加の促進を図る目的で、外出支援タクシー券を発行している自治体、これが最近増えております。

県内でも山口市が「おでかけサポートタクシー料金助成制度」として実施をいたしておりまして、今年度はその対象を要介護から要支援の方まで広げて、大変関係者から喜ばれているそうでございます。

これまでも一般質問で取り上げまして、要介護認定者の状況、他市の状況の取り組み事例を参考にしながら、今後、検討してまいりたいと、こういう答弁をいただいておりますけれども、改めて、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） お尋ねの福祉タクシーの制度を拡充できないかという

お尋ねでございますが、議員、先ほど述べられましたように、平成22年12月議会におきましても同様の御質問をいただきまして、引き続き、今後の研究課題とさせていただきます旨を、お答えさせていただいております。

第6次の防府市高齢者保健福祉計画策定に当たりまして、平成23年4月に要介護認定者1,000人を対象としてアンケート調査を行っております。この回答を見ますと、要介護認定者の中で、外出を控えているとされた方が約70%おられまして、その理由といたしましては、ほとんどの方が身体機能の低下などを理由に上げられておりまして、外出に係る費用、すなわち経済的な理由を挙げられた方は最も少なかった、といった結果でございました。

これは、要介護認定者に対しましては、デイサービスや通所リハビリサービス及び短期入所サービスには、送迎サービスが提供されており、また、外出困難者の方については、ヘルパーによる買い物や、薬受領代行サービスなどの介護保険サービスが、いずれも適切に提供されているからと分析しております。

こうした状況を踏まえまして、改めて考察いたしますと、要介護認定者にとりましては、御質問の要介護認定者への福祉タクシー制度の拡充という施策の優先順位は、私どもとしては、必ずしも高いとは言えないと考えておりまして、引き続き、今後の状況を見ながら、制度全般の中で、この要望につきましては、調査研究をさせていただきたいと存じておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） 時間がございませんので、質問も準備しておりましたが、私の考えを述べさせていただきます。

御答弁では、要支援、要介護認定者へのアンケートの中で、外出を控えている、この理由を聞くと、経済的理由は少ないということで、この制度の導入については優先度が低いと判断されたということでもございました。御答弁を聞きながら、お隣の山口市では、22年度から要介護者のためのタクシー料金助成制度をスタートさせて、さらに今年度からは対象を要支援の方まで広げていく。いわば、制度の充実を図るという取り組みをされているわけですね。で、この違いは一体何なのかということを感じております。

防府市と同じ内容のアンケートを山口市が実施をされれば、恐らく同じような傾向の回答が寄せられると思います。

私は、平成21年3月に出されました山口市の高齢者保健福祉計画を見させていただきました。山口市は70歳以上の方に一乗車100円で利用できる福祉優待バス乗車証を発行されているのですが、その対象者の方にアンケートをとってみると、バスを外出の主な

移動手段としている方は約2割にとどまったそうです。その理由は、身体的理由、あるいは公共交通の環境的条件など、利用したくても利用できない状況があるというふうにしております。そして、加齢あるいは身体状況によって自家用車の利用が難しくなった際の外出手段を検討する必要がある、このようにこの保健福祉計画には書かれてあります。この後に、山口市は、22年度から要介護者を対象とした「おでかけサポートタクシー料金助成制度」をスタートさせておられるわけですね。

この背景には、公共交通のあり方、だれもが安全で安心して移動できる、すべての人と環境に優しい公共交通システムをどうつくっていくのかということ、市民と一体となった熱心な取り組みが、実は山口市、背景にございます。防府市との違いは、その取り組みの差であろうというふうに考えております。

今後、防府市もコミュニティバス等、生活交通のあり方を検討するわけですが、この視点は最も立場の弱い方々の目線に立って、こうした制度がさらに検討されていくことを要望いたしておきます。

以上で、時間が過ぎましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、12番、山本議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決しました。

午後0時28分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年6月15日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 重川 恭年

防府市議会議員 山本 久江